

## 【 介護保険制度について 】

☎健康保険課 長寿支援係 ☎52-5809

### ■介護保険負担割合証の更新

現在お使いの介護保険負担割合証の有効期限は令和8年7月31日です。8月以降に使用する介護保険負担割合証を7月中に送付しますので、介護サービスを利用する際は、『介護保険被保険者証』と一緒に『介護保険負担割合証』をサービス提供事業者に提示してください。

### ■介護保険負担限度額認定証の更新

介護保険施設などを利用する際、市町村民税が非課税世帯など一定の要件に該当する場合は、申請により食費や居住費の負担軽減を受けることができます。詳しい要件などについては、長寿支援係にお問い合わせください。

現在、負担限度額認定を受けている人（有効期限は令和8年7月31日）には、更新案内を送付します。引き続き負担限度額認定が必要な場合は、更新の手続きを行ってください。

## 【 国民健康保険税について 】

☎健康保険課 賦課徴収係 ☎52-5809

令和8年度の税率改正では、従来の医療給付費分・後期高齢者医療支援分・介護納付金分（介護保険分は40歳～64歳の被保険者が対象）に加えて、『子ども・子育て支援納付金分』が新たに導入されました。

また、全世代の負担軽減のため医療給付費分の平等割を3,000円下げています。なお、賦課限度額については地方税法施行令の改正により引き上げとなります。国民健康保険は世帯単位で加入し、世帯主が納税義務者になります。世帯主が加入者でない場合でも世帯に加入者がいる場合、納税義務者は世帯主になります。

保険税額の計算では、被保険者の所得に応じた所得割、世帯の被保険者数に応じた均等割、世帯毎の平等割があり、これらを合計して税額を算出します。

### ■令和8年度の税率および計算方法

内訳	計算方法	税率など < ( ) 内は改正前 >			
		医療給付費分	後期高齢者医療支援分	介護納付金分【40～64歳】	子ども分
所得割額	(令和7年中の所得金額－基礎控除43万円)×税率	6.4%	2.5%	2.1%	0.35%
均等割額	被保険者1人あたり	23,000円	8,000円	10,000円	1,200円
18歳以上均等割	18歳以上被保険者1人あたり	—	—	—	100円
平等割額	1世帯あたり	15,000円 (18,000円)	7,000円	5,000円	800円
保険税年額 所得割額＋均等割額＋平等割額 (ただし、賦課限度額まで)		賦課限度額 67万円 (66万円)	賦課限度額 26万円	賦課限度額 17万円	賦課限度額 3万円

### ■国民健康保険税には以下の軽減や減免があります

#### ◇申請が必要なもの

- ・旧被扶養者の国民健康保険税減免（被用者保険から後期高齢者医療制度に移行する場合）
- ・倒産や解雇などによる非自発的失業者の軽減
- ・産前産後期間における国民健康保険税軽減

#### ◇申請が不要なもの

- ・所得状況に応じた均等割額・平等割額の軽減
- ・後期高齢者医療保険への移行に伴う軽減
- ・子ども（未就学児）の均等割軽減
- ・18歳未満被保険者については子ども分均等割額は賦課しません

# 【 介護保険料について 】

問健康保険課 賦課徴収係 ☎52-5809

65歳以上の人の介護保険料の額は、介護保険給付の見込み額から算出した基準額をもとに、その人の前年の所得内容や世帯の課税状況に応じて決まります。

介護保険料は、介護が必要な高齢者とその家族を社会全体で支えていくための大切な財源です。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

## ◇令和8年度 介護保険料

住民税 課税状況		対象者	保険料額 (年額)	
本人	世帯			
非 課 税	全 員 が 非 課 税	生活保護、老齢福祉年金を受給している	1 段階	16,800 円
		前年の年金収入額と合計所得金額の合計から年金雑所得を引いた金額が 82.65 万円以下		
		前年の年金収入額と合計所得金額の合計から年金雑所得を引いた金額が 82.65 万円を超え 120 万円以下	2 段階	28,600 円
		前年の年金収入額と合計所得金額の合計から年金雑所得を引いた金額が 120 万円を超える	3 段階	40,400 円
	課 税 者 あ り	前年の年金収入額と合計所得金額の合計から年金雑所得を引いた金額が 82.65 万円以下	4 段階	53,100 円
		前年の年金収入額と合計所得金額の合計から年金雑所得を引いた金額が 82.65 万円を超える	5 段階	59,000 円 (基準額)
課 税		前年の合計所得金額が 120 万円未満	6 段階	70,800 円
		前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満	7 段階	76,700 円
		前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満	8 段階	88,500 円
		合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満	9 段階	100,300 円
		合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満	10 段階	112,100 円
		合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満	11 段階	123,900 円
		合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満	12 段階	135,700 円
		合計所得金額が 720 万円以上	13 段階	141,600 円